

産業廃棄物の排出・処理状況について

1. 調査方法

(1) 調査対象

- ① 調査対象 47都道府県
- ② 対象業種 「日本標準産業分類（平成19年11月改訂）／総務省」をもとに抽出した産業廃棄物の排出が想定される大分類18業種
- ③ 対象廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物19種類

(2) データの集計、解析

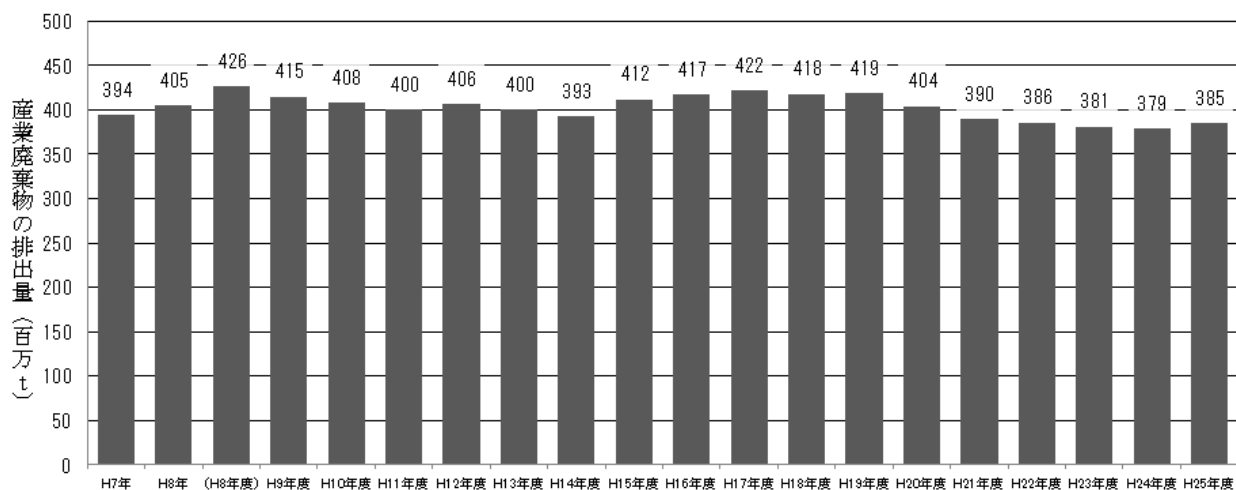
都道府県から環境省に報告されたデータをもとに集計した。調査年度や未調査業種等について産業活動指標を用いて補正した。

2. 調査結果の概要

(1) 産業廃棄物の排出状況

① 全国総排出量

全国の産業廃棄物の総排出量の推移を図1-1に示す。平成25年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約3億8千5百万トンであり、前回の調査結果から約6百万トン増加した。



注：平成8年度から排出量の推計方法を一部変更している。平成8年度以降の排出量は、「廃棄物の減量化の目標量※」（平成11年9月28日政府決定）と同じ前提条件で算出している。
※ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づく政府の設定値

図1-1 産業廃棄物排出量の推移

② 業種別排出量

産業廃棄物の業種別排出量を図1-2及び表1-1に示す。調査の結果、電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業を含む。）からの排出量が最も多く、約9,799万トン（全体の25.5%）であり、次いで、農業・林業が約8,296万トン（同21.6%）、建設業が約8,035万トン（同20.9%）、鉄鋼業が約3,076

万吨（同 8.0%）、パルプ・紙・紙加工品製造業が約 3,044 万吨（同 7.9%）であった。

これら 5 業種からの排出量が全体の 8 割以上を占めており、鉄鋼業とパルプ・紙・紙加工品製造業の間で順位の逆転が起きているものの、全体としては前回の調査結果と同様の傾向を示している。

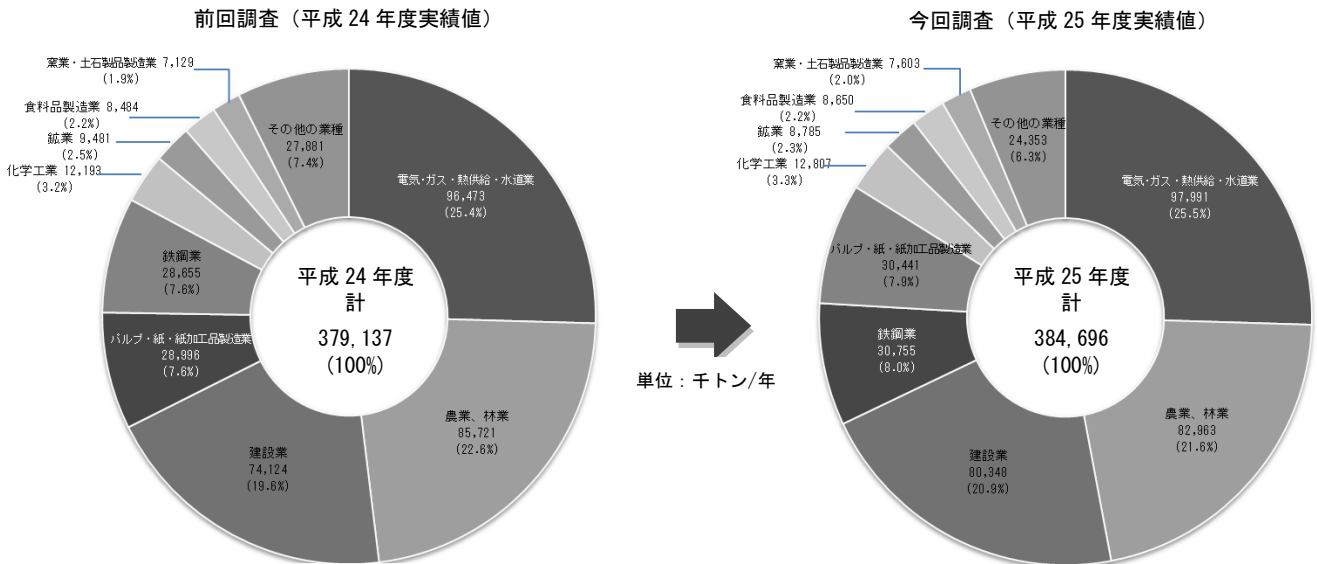


図 1-2 産業廃棄物の業種別排出量

③ 種類別排出量

産業廃棄物の種類別排出量を図 1-3 及び表 1-2 に示す。調査の結果、汚泥の排出量が最も多く、約 1 億 6,417 万吨（全体の 42.7%）であり、次いで、動物のふん尿が約 8,263 万吨（同 21.5%）、がれき類が約 6,323 万吨（同 16.4%）であった。

これら 3 種類からの排出量が全排出量の約 8 割を占めており、ばいじんと鉱さいの間で順位の逆転が起きているものの、全体としては前回の調査結果と同様の傾向を示している。

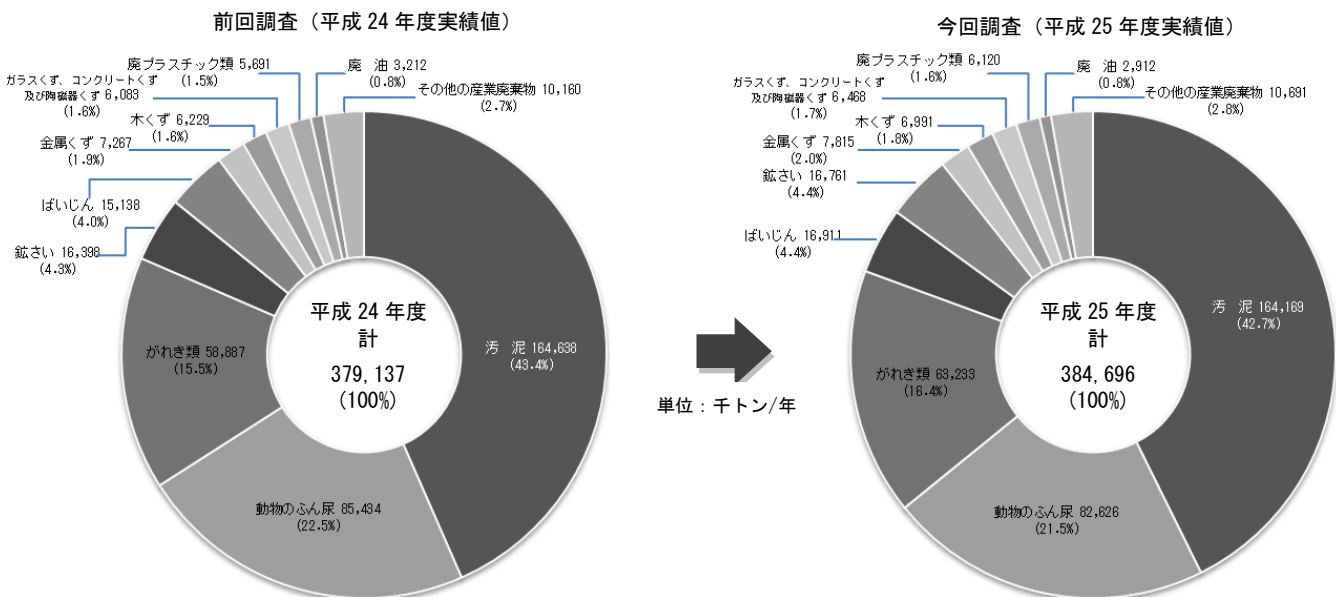


図 1-3 産業廃棄物の種類別排出量

④ 地域別排出量

産業廃棄物の地域別排出量を図 1-4 に示す。調査の結果、関東地方の排出量が最も多く、約 10,155 万トン（全体の 26.4%）であり、次いで、中部地方の約 5,830 万トン（同 15.2%）、九州地方の約 5,484 万トン（同 14.3%）、近畿地方の約 5,314 万トン（同 13.8%）の順になっている。前回調査結果と比較してみると、全体として前回の調査結果と同様の傾向を示している。

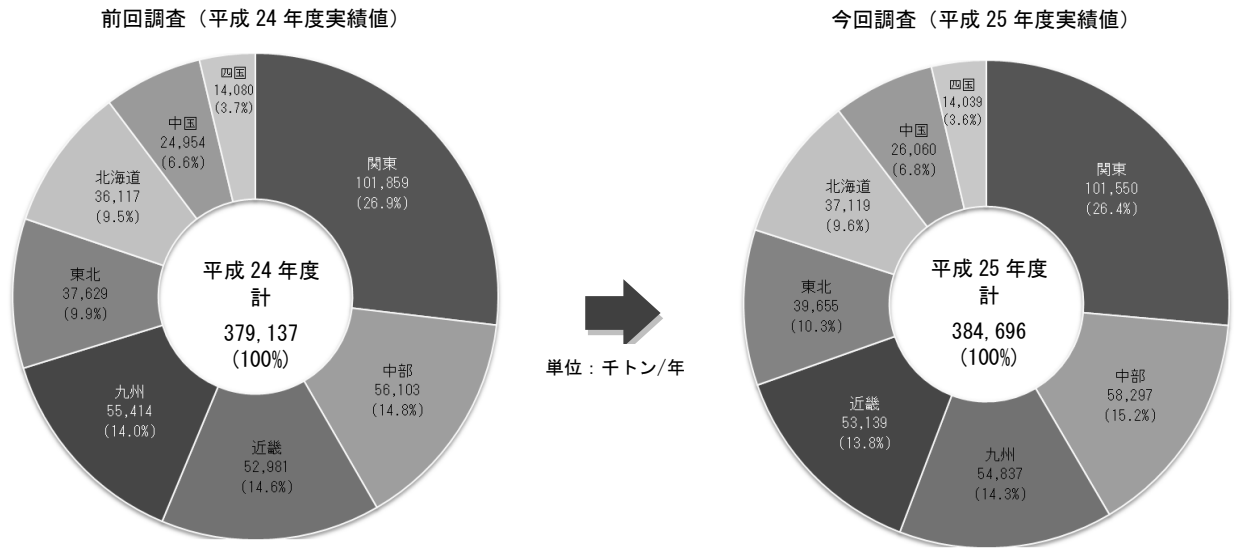


図 1-4 産業廃棄物の地域別排出量

※各地域に属する都府県は次のとおり。

- 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
- 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

表 1-1 産業廃棄物の業種別排出量

業種	平成 24 年度		平成 25 年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農業、林業	85,721	22.6	82,963	21.6
漁業	7	0.0	9	0.0
鉱業	9,481	2.5	8,785	2.3
建設業	74,124	19.6	80,348	20.9
製造業	108,970	28.7	109,470	28.5
食料品製造業	8,484	2.2	8,650	2.2
飲料・たばこ・飼料製造業	2,864	0.8	2,649	0.7
繊維工業	604	0.2	768	0.2
木材・木製品製造業	626	0.2	846	0.2
家具・装備品製造業	329	0.1	194	0.1
パルプ・紙・紙加工品製造業	28,996	7.6	30,441	7.9
印刷・同関連業	1,272	0.3	522	0.1
化学工業	12,193	3.2	12,807	3.3
石油製品・石炭製品製造業	2,166	0.6	1,133	0.3
プラスチック製品製造業	992	0.3	1,019	0.3
ゴム製品製造業	330	0.1	254	0.1
なめし革・同製品・毛皮製造業	84	0.0	42	0.0
窯業・土石製品製造業	7,129	1.9	7,603	2.0
鉄鋼業	28,655	7.6	30,755	8.0
非鉄金属製造業	3,352	0.9	1,479	0.4
金属製品製造業	2,309	0.6	2,042	0.5
はん用機械器具製造業	756	0.2	753	0.2
生産用機械器具製造業	1,025	0.3	718	0.2
業務用機械器具製造業	310	0.1	243	0.1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1,770	0.5	2,721	0.7
電気機械器具製造業	1,384	0.4	525	0.1
情報通信機械器具製造業	470	0.1	95	0.0
輸送用機械器具製造業	2,277	0.6	2,639	0.7
その他の製造業	590	0.2	572	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	96,473	25.4	97,991	25.5
情報通信業	110	0.0	313	0.1
運輸業	700	0.2	691	0.2
卸売・小売業	1,389	0.4	1,434	0.4
不動産業、物品賃貸業	102	0.0	114	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	65	0.0	116	0.0
飲食店、宿泊業	326	0.1	455	0.1
生活関連サービス、娯楽業	175	0.0	189	0.0
教育、学習支援業	58	0.0	94	0.0
医療、福祉	384	0.1	515	0.1
複合サービス事業	24	0.0	51	0.0
サービス業	962	0.3	1,030	0.3
公務	67	0.0	128	0.0
合計	379,137	100.0	384,696	100.0

※ 各業種の産業廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

※ 日本標準産業分類の改訂に伴う、新産業分類で相違する業種区分の対応は以下のとおり。

旧産業分類	新産業分類
(大分類)農業	(大分類)農業・林業
(大分類)林業	
繊維工業	繊維工業
衣服・その他繊維製品製造業	

旧産業分類	新産業分類
一般機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業
精密機械器具製造業	
その他の製造業	
電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
情報通信機械器具製造業	
電子部品・デバイス製造業	

表 1-2 産業廃棄物の種類別排出量

種類	平成 24 年度		平成 25 年度(参考)	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
燃え殻	1,869	0.5	1,833	0.5
汚 泥	164,638	43.4	164,169	42.7
廃 油	3,212	0.8	2,912	0.8
廃 酸	2,595	0.7	2,778	0.7
廃アルカリ	1,778	0.5	2,243	0.6
廃プラスチック類	5,691	1.5	6,120	1.6
紙くず	1,020	0.3	896	0.2
木くず	6,229	1.6	6,991	1.8
繊維くず	68	0.0	89	0.0
動植物性残さ	2,572	0.7	2,603	0.7
動物系固形不要物	70	0.0	97	0.0
ゴムくず	34	0.0	26	0.0
金属くず	7,267	1.9	7,815	2.0
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	6,083	1.6	6,468	1.7
鋳さい	16,398	4.3	16,761	4.4
がれき類	58,887	15.5	63,233	16.4
動物のふん尿	85,434	22.5	82,626	21.5
動物の死体	153	0.0	125	0.0
ばいじん	15,138	4.0	16,911	4.4
合 計	379,137	100.0	384,696	100.0

※ 各種類の産業廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

(2) 産業廃棄物の処理状況

① 処理フロー

産業廃棄物の処理フローを図 1-5 に示す。

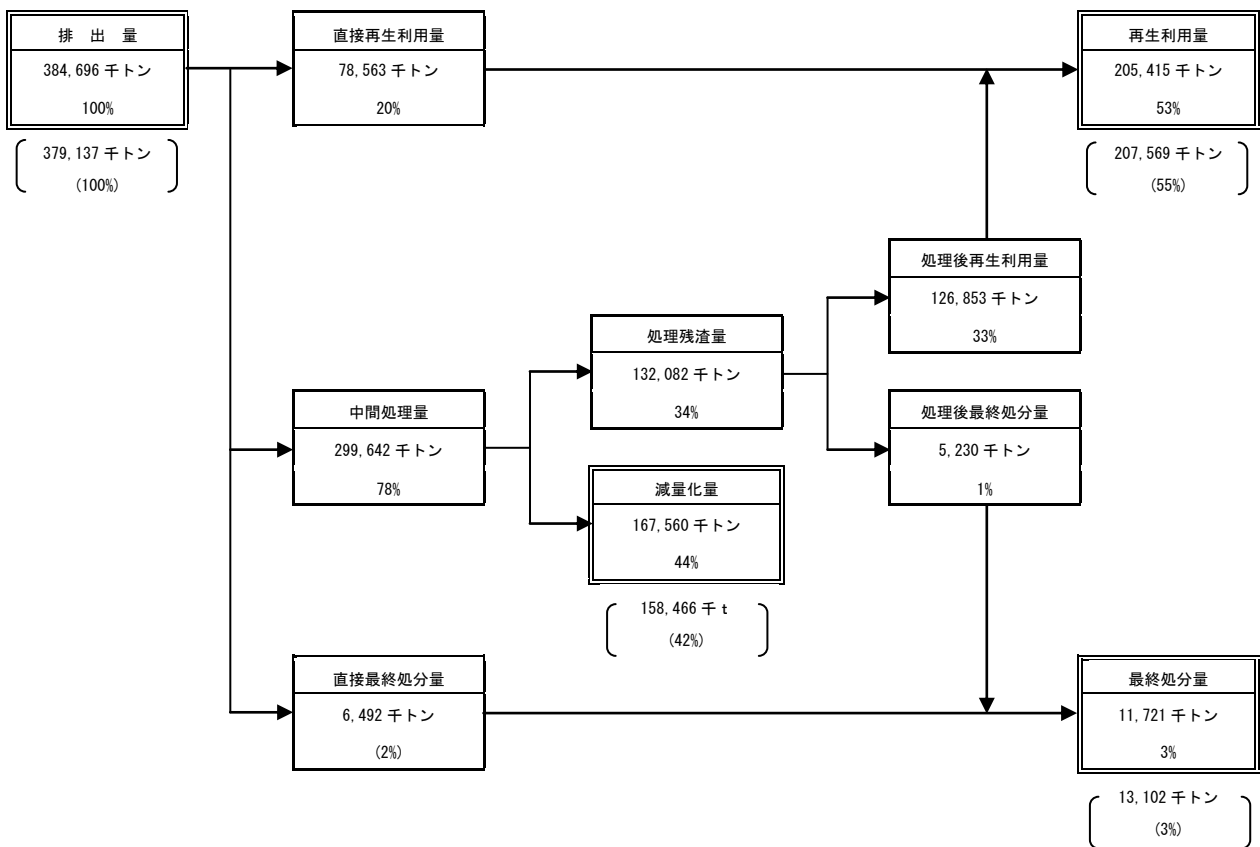
総排出量約 3 億 8,467 万トンのうち、中間処理されたものは約 2 億 9,964 万トン(全体の 78%)、直接再生利用されたものは約 7,856 万トン(同 20%)、直接最終処分されたものは、約 649 万トン(同 2%)となった。

また、中間処理された産業廃棄物約 2 億 9,964 万トンは、約 1 億 3,208 万トンまで減量化され、再生利用(約 1 億 2,685 万トン)または最終処分(約 523 万トン)された。

合計では、排出された産業廃棄物全体の 53%にあたる約 2 億 542 万トンが再生利用され、3%にあたる約 1,172 万トンが最終処分された。

図 1-5 全国産業廃棄物の処理フロー (平成 25 年度実績)

□ 内は平成 24 年度の数值

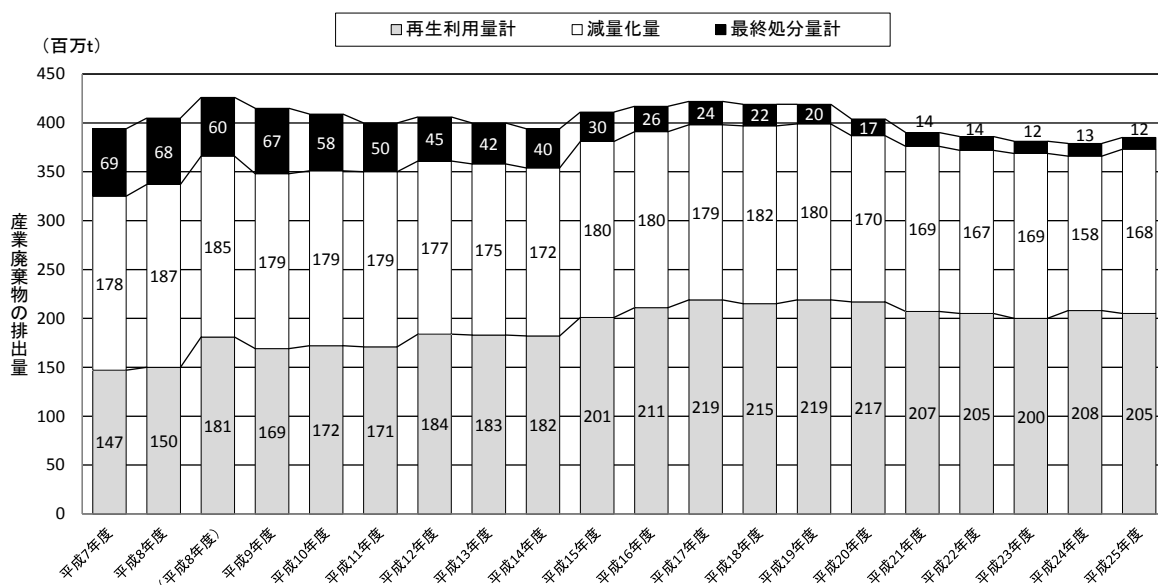


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

② 総排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移

産業廃棄物全体の再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移を図1-6に示す。

再生利用量が増加し、最終処分量が減少する傾向は平成19年度まで継続していたが、平成20年度以降は、その傾向は弱まっている。



平成8年度より排出量の推計方法が一部変更されている。平成8年度及びそれ以降の排出量は、「廃棄物の減量化の目標量※」（平成11年9月28日政府決定）と同じ前提条件で算出されている。

※ ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づく政府の設定値

図1-6 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

③ 産業廃棄物の種類別の処理状況

産業廃棄物の種類別の再生利用率、減量化率及び最終処分率を図1-7に示す。

産業廃棄物の種類別にみると、再生利用率が高い廃棄物は、動物のふん尿(95%)、がれき類(95%)、金属くず(94%)、鉍さい(91%)等であり、再生利用率が低い廃棄物は、汚泥(7%)、廃アルカリ(19%)、廃油(30%)等であった。

また、最終処分の比率が高い廃棄物は、燃え殻(30%)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(21%)、紙くず(26%)、動物性残渣(32%)、燃え殻(30%)、廃プラスチック類(17%)、繊維くず(9%)、動物の死体(47%)、廃油(57%)、廃酸(68%)、廃アルカリ(79%)、汚泥(91%)等であった。

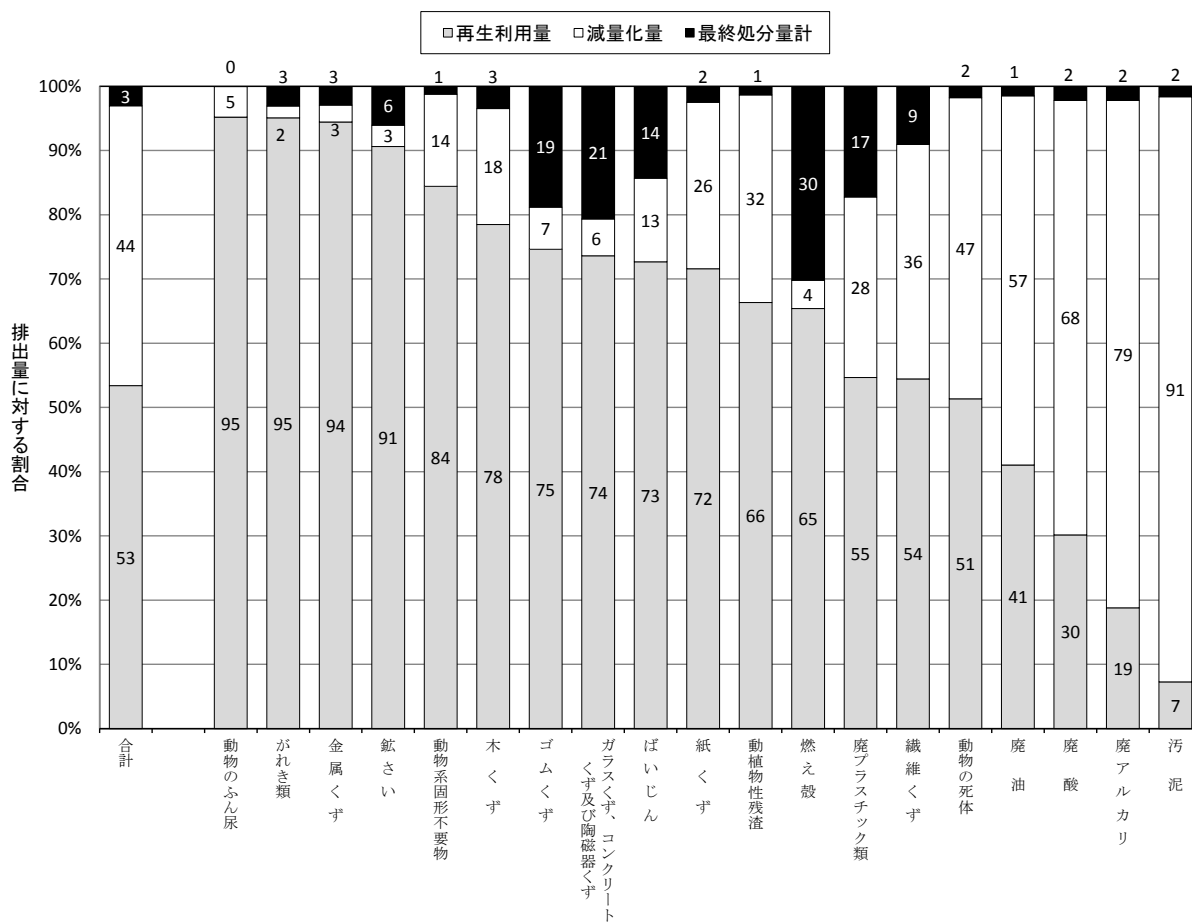


図 1-7 産業廃棄物の種類別再生利用率、中間処理による減量化率及び最終処分率